

サイバーポート(手続)の検討状況

港湾局 サイバーポート推進室
令和5年5月

• 港湾行政手続に関する実態把握調査(令和2年8月末~10月)について、全国の港湾管理者の回答結果を以下の通り分類。本分類を基本として、今後の港湾行政手続の電子化に関する検討を行う。

(大分類)港湾施設

- 水域施設**
 - ・泊地使用申請
 - ・船溜まり使用申請
- 臨港交通施設**
 - ・駐車施設使用申請
 - ・運河関連申請
 - ・道路使用申請
 - ・鉄道基盤施設使用許可申請書
- 保管施設**
 - ・貯木場関連使用申請
 - ・危険物関連許可申請
- 旅客施設**
 - ・待合所使用申請
 - ・旅客施設使用申請
- 船舶役務用施設**
 - ・給油施設関連使用申請
 - ・船舶保管施設使用申請
 - ・電機施設使用許可申請
- 港湾環境整備施設**
 - ・港湾環境整備施設使用申請
- 港湾厚生施設**
 - ・港湾厚生施設使用申請
- 港湾管理施設**
 - ・港湾管理施設(事務所等)使用申請
 - ・港湾管理施設(コンテナターミナル管理棟)使用申請
- 港湾施設用地**
 - ・港湾施設用地利用関連許可申請
 - ・船着場地利用関連許可申請
 - ・ふ頭用地使用許可申請
- 移動式施設**
 - ・人道橋・可動橋等施設使用許可申請
- その他(港湾施設)**
 - ・港湾施設(共通)使用申請
 - ・港湾施設(滅失・損傷)等届
 - ・港湾施設等の(目的外)使用申請
 - ・港湾施設占用許可申請
 - ・港湾施設行為申請

(大分類)港湾区域

- 港湾区域内の水域又は公共空地の占用**
 - ・水域・公共空地の占用に関する申請
- 港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取**
 - ・土石・土砂採取に関する申請
- 港湾区域内の水域又は公共空地における港湾施設の建設又は改良**
 - ・港湾施設の建設・改良に関する申請
- 港湾区域内の水域又は公共空地における港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与える行為に関する申請**
 - ・港湾区域内における行為に関する申請

(大分類)臨港地区

- 臨港地区内における行為**
 - ・臨港地区内における行為に関する届出
- 臨港地区内における構築物建設**
 - ・臨港地区内における構築物建設に関する申請

(大分類)その他

- 使用料・占用料関連手続**
 - ・使用料・占用料減免(免除)申請
 - ・土石・土砂採取料減免(免除)申請
 - ・係留施設使用料減免(免除)申請
 - ・給水料の補助申請
- 権利に関する手続**
 - ・権利譲渡に係る許可申請
- 港湾環境整備負担金手続**
 - ・港湾環境整備負担金申請
- 埋立等関連手続**
 - ・埋立免許申請等
- 工作物設置関連手続**
 - ・工作物設置許可申請
 - ・工事竣工・着手・完了届
 - ・工作物設置(廃止・変更・移転等)申請
- 制限区域内立入等手続き**
- 通行・通航許可に関する手続**
- くん蒸に関する手続**
- 証明書・許可証発行等手続き** 等

意見確認の目的・概要

- 令和5年度のシステム本格稼働に向けて、特に、画面の表示イメージや遷移など、ユーザが直接操作する内容について、構築の初期段階から意見を確認・反映することが重要である。
- また、多くの港湾行政手続が条例で定められている中で、手続の様式や入力項目を可能な限り統一化する方針だが、実態の利用になじむのか、改善が必要な点があるか、という点も確認するため、令和5年2月～3月にかけて、港湾管理者と民間事業者に対して意見確認を実施した。

意見確認 参加者

【港湾管理者 14者】

令和3年度NACCS及びサイバーポート(調査・統計)モックアップ意見確認に参加いただいた港湾管理者

【民間事業者 15者】

令和2年10月に、当局が実施した港湾行政手続に関するアンケート調査回答を参照し、下記の基準に基づき、各協会より推薦いただいた民間事業者(及びご関心があられる方)

- ・「建物の類(上屋)使用許可申請」、「港湾施設(荷さばき地・野積場)使用許可申請」を行っている者
- ・NACCS対象外手続を1種類以上行っている者
- ・WG参加の港湾からバランスよく選定

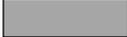
※1事業者で複数の支店からご回答いただいた問あり。

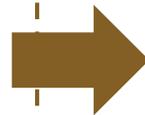
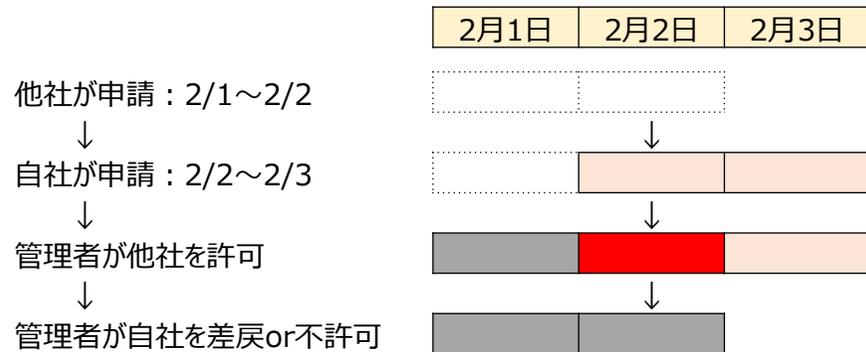
項番	確認事項	対象者		確認期間
		民間事業者	港湾管理者	
1	申請項目一覧(申請項目の過不足・レイアウト等)	○	○	2月27日～ 3月3日
2	ログイン～申請完了～申請一覧の確認までの画面遷移	○	○	
3	入力補助機能①	○	○	
4	区画利用状況確認機能	○	○	3月6日～ 3月10日
5	利用申請期限前お知らせ通知機能	○	○	
6	料金計算機能	○	○	
7	申請項目の追加機能・新規手続作成(ノーコード)		○	
8	入力補助機能②	○	○	
9	開発方針に関するアンケート	○	○	～3月10日

※赤字箇所の対応案を次ページ以降で示す。

- 許可前の情報の公開により、申請者同士の調整が可能となり、区画の利用調整が円滑化すると考えられる。一方で、実質”早い者勝ち”となる懸念が考えられるため、下記3案について意見確認を実施した。

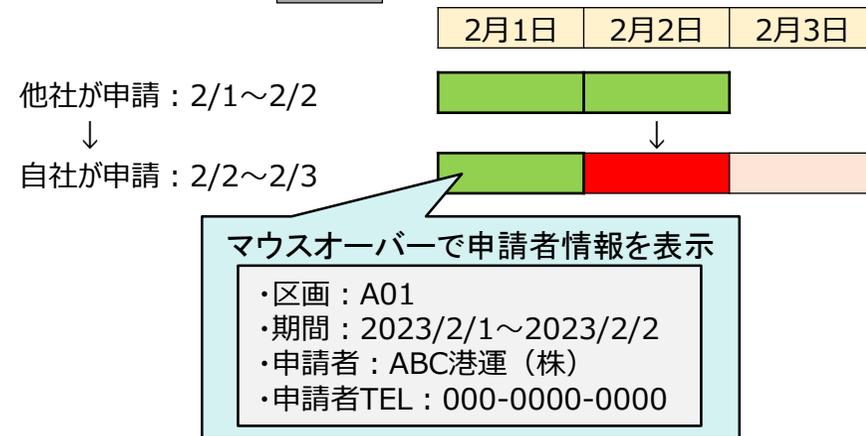
○案1) 許可前の情報を他社に公開しない場合

- 他社の許可前の申請: 表示なし
- 他社の許可”済”申請: 



○案2) 許可前の情報を他社に公開する場合

- 他社の許可前の申請: 
- 他社の許可”済”申請: 



☆港湾管理者の許可後の情報が他者に表示されるため、早い者勝ちにはならないが、利用状況可視化のメリットは小さい。

☆利用状況が可視化され、申請者同士での事前調整が可能だが、早い者勝ちになる恐れがあり、実際の利用になじむかが不透明。

○案3) 案2)に加えて、運用ルールを付す場合

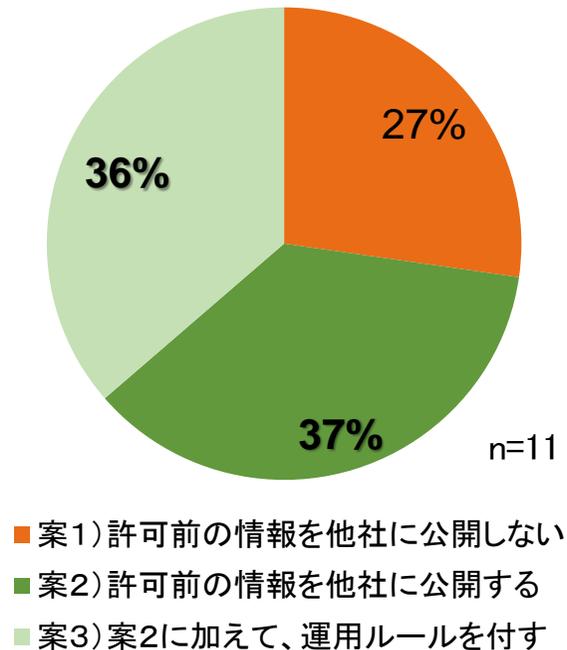
☆早い者勝ちにはならず、申請者同士による調整も可能となるが、港湾関係者による同意が必要。

【運用ルール案】

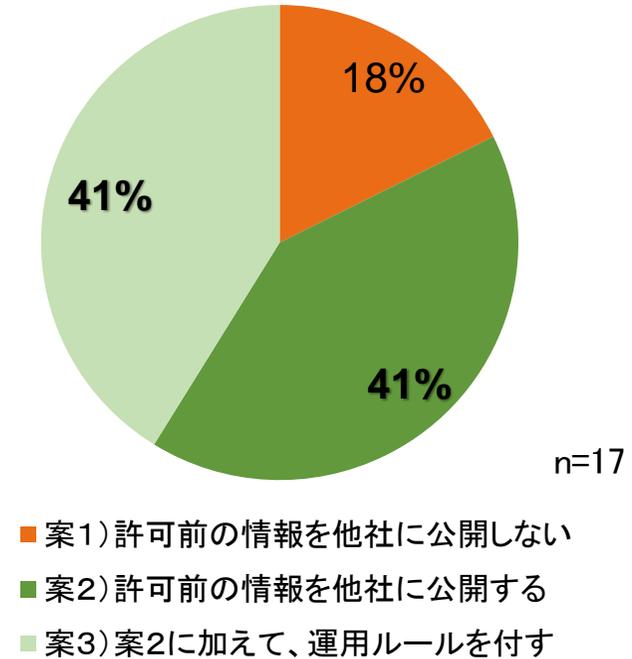
- 1ヶ月先までの申請しかできない
- 港湾管理者が許可するまでは重複して申請が可能
- 港湾管理者は1週間以内の申請に限って許可が可能

- 港湾管理者、民間事業者ともに、案2と案3が拮抗した結果となった。
- 各港の運用実態を阻害しないため、案2を採用し、運用ルールひな形の提示にとどめ、各港で運用ルールを設定することを基本とする。

港湾管理者



民間事業者



運用ルールひな形

- 申請期間の末日を定める
- 港湾管理者が許可するまでの間は他の申請に重複して申請可能。
- 港湾管理者は〇日以内の申請に限って許可を行う。

- 過去のWGにおいて、申請項目の追加機能に言及されてきたが、手続の統合や入力項目の検討を行う中で、機能構築の費用対効果と照らした必要性の有無について改めて整理を行う。
- 様式の統一化・簡素化は、申請者視点でも利便性向上に資すると考えており、当該機能の必要性について、意見を確認した。

図. 申請項目の追加イメージ(第3回サイバーポート検討WG資料より)

項目の例①【港湾区域】

(水域・公共空地の占用に関する申請)

様式の記載項目

○共通項目

- ・場所
- ・面積
- ・目的
- ・占用期間
- ・工事期間
- ・設置する工作物の概要
- ・添付書類

●任意項目

- ・工作物の載荷重
- ・占用料
- ・工事の実施方法

など

項目の例②【港湾区域】

(土石・土砂採取に関する申請)

様式の記載項目

○共通項目

- ・採取場所
- ・採取土砂の種別及び数量
- ・採取の目的
- ・採取区域の面積
- ・採取方法
- ・採取期間

●任意項目

- ・運搬方法
- ・1日の採取予定量
- ・採取料

など

項目の例③【港湾施設】

(港湾施設(共通)使用申請)

様式の記載項目

○共通項目

- ・使用施設名
- ・使用目的
- ・使用面積
- ・使用期間
- ・添付書類

●任意項目

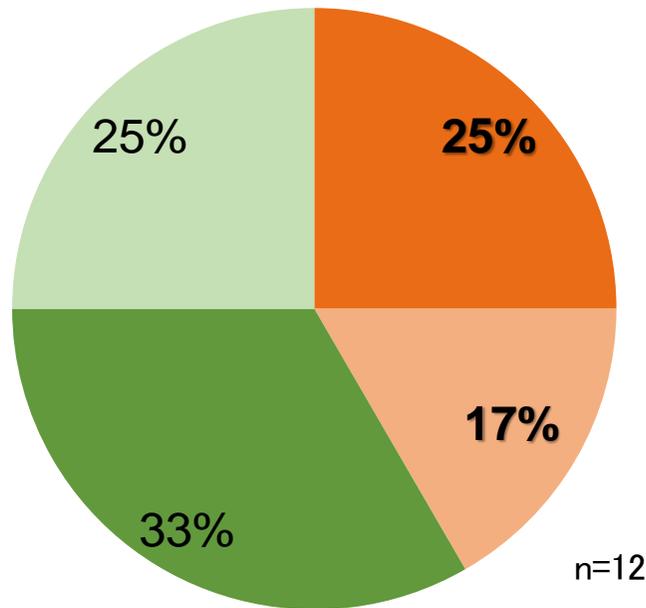
- ・使用形態
- ・使用料

など

- 「構築費用やランニングコストが高額になるなら不要である」「不要である」という回答が多い結果となったが、「必須である・必要である・できるとよい」と回答された方の中には、様式の統一化を図ることで条例・規則改正への影響がある等の意見があった。
- 今後の拡張性・港湾管理条例改正時の柔軟性の担保や、独自システムとの連携ニーズ等を考慮し、当該機能については、実装を前提に検討を進める。

港湾管理者

「必須である・必要である・できるとよい」と回答された港湾管理者の意見



- 必須である／必要である
- できるとよい
- 構築費用やランニングコストが高額になるなら不要である
- 不要である

- 上屋・荷さばき地申請においては、完了届(又は一部完了届)の提出を規則で定めているほか、料金計算においても必須である
- 平成19年8月7日付「港湾管理者手続の統一化・簡素化に係る統一モデル様式について」で統一様式が定められているものはまだしも、統一様式のない申請は各港湾で様々な様式設定や運用がなされており、申請項目の追加機能がなければ、サイバーポートでの申請受付は難しいと考える
- 統一化を図ることで、条例・規則改正の要否に議論が及ぶ可能性がある

- 港湾行政手続における区分整理については、港湾法逐条解説等に基づき、以下の通りを想定しているが、実際の運用を確認するため、意見を確認した。

使用区分	説明
一般使用	<ul style="list-style-type: none"> 港湾施設をその使用目的の範囲内で短期的に使用するもの(期間はおよそ15日以内)。 日単位での申請が基本だが、荷役機械など一部手続においては、時間単位の許可も想定。
専用使用	<ul style="list-style-type: none"> 港湾施設をその使用目的の範囲内で長期的に使用するもの(使用目的の範囲内で、利用効果を高めるための工作物設置等も含まれる)。 1か月～数年のまとまった申請を想定。
占用・目的外使用	<ul style="list-style-type: none"> 港湾施設をその使用目的とは異なる目的で工作物等を設置し使用するもの(例: 港湾施設に電柱や埋設物等の工作物を設置)。 短期、長期の利用があり、日・月・年単位の申請を想定。

港湾法逐条解説、S49通達(モデル条例)を参考に区分

申請区分	説明
新規	新規で申請等を行うもの。
変更※	許可済の申請等に対し、申請情報の変更を行うもの(利用の完了が早まり、申請期間を短縮する場合も含む)。
継続・更新	許可済みの申請を同じ条件で継続・更新させるもの(例: 専用使用の継続等)。

※許可内容の審査に影響する内容の変更に限り、会社名・代表者名等アカウント情報の変更は含まない。会社名・代表者名等アカウント情報の変更があった場合は、許可期間中の申請がある港湾管理者に対して自動で通知する機能を想定。

- 意見確認の結果、申請可能期間や、何日先まで申請可能とするか、などの運用が様々であった。
- 申請可能期間や申請可能日、時間単位での申請の可否について、手続や対象施設・使用区分等に応じて制御するための「申請項目制御マスタ(仮称)」を設けることとする。

申請項目制御マスタ(仮称)※仕様については今後検討

港湾	港湾管理者	手続	施設	使用区分	利用可否	書面上の宛先	担当課・承認ルート			一般使用の場合			
							1	2	...	申請可能期間(○日間)	申請可能期間の末日	時間単位での申請可否	申請期間の異なる複数区画申請可否
〇〇港	A港湾管理者	港湾施設(共通)使用申請書	A用地	一般	可	△△指定管理者	△△指定管理者(A者)	△△指定管理者(B者)					1
〇〇港	A港湾管理者	港湾施設(共通)使用申請書	A用地	専用	可	〇〇県知事	〇〇県(C者)						
〇〇港	A港湾管理者	港湾施設(共通)使用申請書	A用地	占用	可	〇〇県知事	〇〇県(C者)						
〇〇港	A港湾管理者	港湾施設(共通)使用申請書	B上屋	一般	可	〇〇県知事	△△指定管理者(A者)	△△指定管理者(B者)	〇〇県(D者)				2
〇〇港	A港湾管理者	港湾施設(共通)使用申請書	B上屋	専用	可	△△指定管理者	〇〇県(C者)						
〇〇港	A港湾管理者	港湾施設(共通)使用申請書	B上屋	占用	可	〇〇県知事	〇〇県(C者)						
〇〇港	A港湾管理者	港湾施設(共通)使用申請書	C用地	一般	可	〇〇県知事	〇〇県(C者)						0
〇〇港	A港湾管理者	港湾施設(共通)使用申請書	D用地	一般	可	〇〇県知事	〇〇県(C者)						3
〇〇港	A港湾管理者	港湾施設(共通)使用申請書	D用地	専用	可	〇〇県知事	〇〇県(C者)						
〇〇港	A港湾管理者	水域・公共空地等の占有申請			不可								
〇〇港	A港湾管理者	水域施設の建設・改良に関する申請書			可	〇〇県知事	〇〇県(C者)						
:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

- 凡例
- 0: 設定不可
 - 1: 期間初日を統一
 - 2: 期間末日を統一
 - 3: 区間ごとに自由に設定可能

各港における運用の例

- 一般使用は1か月以内、専用使用は1か月以上1年以内で運用している
- 一般使用は条例上は90日以内だが、要綱上は30日以内で申請を受けている(それ以上使用する場合は、継続申請)
- 「一般使用」は基本的に「使用の目的に係る期間」、「定期使用」は原則として一年から三年以内
- 用地、公共空地、水域、緑地については一般使用の概念がなく、1か月未満の日数の使用においても専用使用としている
- 占用期間は、運河については3年以内、臨港道路及び橋梁並びに臨港緑地は5年以内

- 令和2年度の検討開始段階から利用料金を提示する機能への要望はあった。一方、施設使用料・占有料の規定は港湾毎に様々で完全な対応が難しく、また、何かしらの事情で実際の利用金額と異った場合のトラブルリスク等が想定されていた。
- こうした前提を踏まえてもなお、本機能が必要か確認するため、意見を確認した。

【基本的な計算式(※下記は荷さばき地のイメージ)】

○施設使用料(一般・専用) = 使用料単価(円/ (m²・日)) × 区画面積(m²) × 使用期間(日)

○占用料(占用・目的外使用) = 工作物単価(円/ (基・月)) × 工作物数量(基) × 使用期間(月)

⇒ 区画ごとの単価をマスタ化し、港湾管理者毎にメンテナンスするか検討(次頁)

【主要課題と対応案】

課題	内容	対応案
1 ・端数処理 (切上/切捨/四捨五入) ・消費税	・タイミング(基本計算後or消費税計算後等) ・処理単位(0.1m ² 単位、0.01m ² 単位等)	端数処理が発生すると考えられるタイミングごとに、どのような端数処理を行うかもマスタに組み込んでしまう。
2 ただし書き規定	条例のただし書きの規定が多岐に渡る例) ・単価: 500円/日 → 250円/日 ・期間: 1時間当たり → 30分当たり ・区画数: 3区画以上利用する場合は…	ただし書きの規定のうち、単価が変わる場合のみ対応。
3 マスタのメンテナンス	新施設が追加された場合や、単価改定に伴い、マスタのメンテナンスが必要	サイバーポート(港湾インフラ)から自動連携できる部分是对应。それ以外は運用で対応。

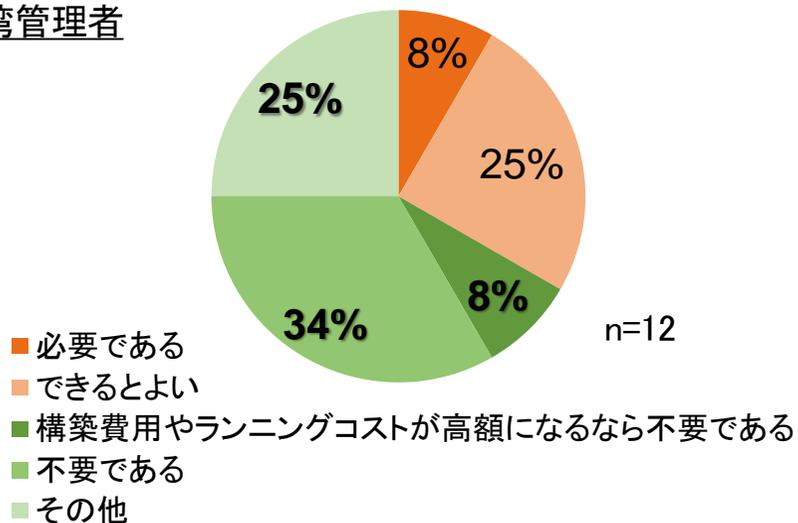
- 使用料については、単価×数量×期間で計算されることが多いものの、ただし書きの規定が多岐にわたる。
- 以下のような料金計算マスタを作成したとしても、全ての規定に網羅的に対応することは困難と考えられる。

料金計算マスタのイメージ

対象港湾	施設	区画	使用区分	構築物 (占用・目的外の場合のみ)	単位1 (数量)				単位2 (期間)				単価		基本料		消費税	
					単位	端数処理	端数桁数	上限	単位	端数処理	端数桁数	上限	単価1	単価2	端数処理	端数桁数	区分	端数処理
〇〇港	A用地	01区画	一般	-	m ²	切上	0	100	日	なし	0	なし	12.5	6.3	切上	0	内税	なし
〇〇港	A用地	02区画	一般	-	m ²	切上	-1	100	日	切上	-1	なし	11.5	5.7	切上	-1	内税	なし
〇〇港	A用地	03区画	一般	-	m ²	切上	-1	100	日	切上	-1	なし	10.5	5.2	切上	-1	内税	なし
〇〇港	A用地	04区画	一般	-	m ²	切上	-1	100	日	切上	-1	なし	9.9	5.0	切上	-1	内税	なし
〇〇港	A用地	05区画	一般	-	m ²	切上	-1	100	日	切上	-1	なし	8.8	4.4	切上	-1	内税	なし
〇〇港	B用地	01区画	一般	-	m ²	切上	-1	500	日	切上	-1	なし	17.2	8.6	切上	-1	内税	なし
〇〇港	B用地	02区画	専用	-	m ²	切捨て	-1	500	月	切捨て	-1	なし	376	188	切捨て	-1	内税	なし
〇〇港	B用地	03区画	専用	-	m ²	切捨て	0	500	月	切捨て	0	なし	310	155	切捨て	0	内税	なし
〇〇港	B用地	04区画	専用	-	m ²	切捨て	0	500	月	切捨て	0	なし	252	126	切捨て	0	内税	なし
〇〇港	C上屋	01区画	専用	-	m ²	切捨て	0	なし	月	切捨て	0	なし	237	-	切捨て	0	内税	なし
〇〇港	C上屋	02区画	専用	-	m ²	切捨て	0	なし	月	切捨て	0	なし	212	-	切捨て	0	内税	なし
〇〇港	D用地	-	占用・目的外	電柱その他これに類するもの	本	四捨五入	-3	なし	月	四捨五入	-3	6	110	73.33	四捨五入	-3	外税	切捨
〇〇港	D用地	-	占用・目的外	地下埋設物－円管－直径30センチメートルまでのもの	m	四捨五入	-3	なし	月	四捨五入	-3	6	77	51.33	四捨五入	-3	外税	切捨
〇〇港	D用地	-	占用・目的外	地下埋設物－円管－直径30センチメートルを超えるもの	m	四捨五入	-3	なし	月	四捨五入	-3	6	110	73.33	四捨五入	-3	外税	切捨
〇〇港	D用地	-	占用・目的外	地下埋設物－円管以外	m ²	四捨五入	-3	なし	月	四捨五入	-3	6	220	146.67	四捨五入	-3	外税	切捨
〇〇港	D用地	-	占用・目的外	架空工作物－架空管－直径30センチメートルまでのもの	m	四捨五入	-3	なし	月	四捨五入	-3	6	38	25.33	四捨五入	-3	外税	切捨
〇〇港	D用地	-	占用・目的外	架空工作物－架空管－直径30センチメートルを超えるもの	m	四捨五入	-3	なし	月	四捨五入	-3	6	55	36.67	四捨五入	-3	外税	切捨
〇〇港	D用地	-	占用・目的外	架空工作物－架空管以外	m ²	四捨五入	-3	なし	月	四捨五入	-3	6	77	51.33	四捨五入	-3	外税	切捨
〇〇港	D用地	-	占用・目的外	自動販売機等	件	四捨五入	-3	なし	月	四捨五入	-3	6	1,100	733.3	四捨五入	-3	外税	切捨
〇〇港	D用地	-	占用・目的外	作業用車両等置場	m ²	四捨五入	-3	なし	月	四捨五入	-3	6	496	330.7	四捨五入	-3	外税	切捨

- 港湾管理者からは、「構築費用やランニングコストが高額なら不要である」「不要である」という回答が多い結果となったが、民間事業者からは、「必要である」という回答が多い結果となった。
- 開発コストに加え、各種リスクや港湾管理者からの当該機能の利用が見通せないため、当面は開発を凍結することとする。

港湾管理者



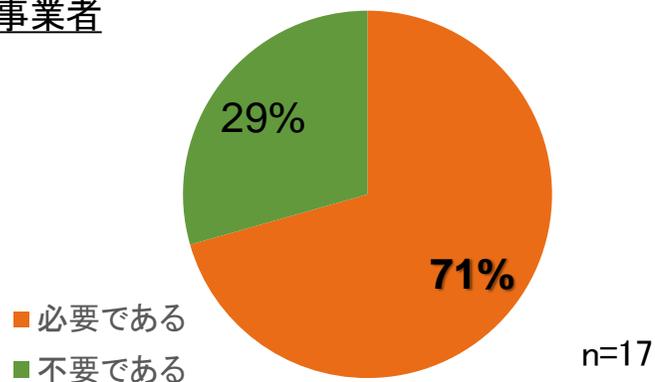
必要であると回答した理由

- 手計算のミスを減らすことができる
- 利用者が事前に確認できるため、細かな問い合わせ等の管理者への負担軽減の効果が期待できる
- 本機能で示した料金と、納付書の料金が異なる場合が無いようにしていただきたい

不要であると回答した理由

- 本機能で示した料金と、納付書の料金が異なった場合トラブルが発生する可能性が高い(条例改正時等)
- 計算式が複雑ではないため、申請者でも算定が可能であり、高額な構築費用に効果が見合わない

民間事業者



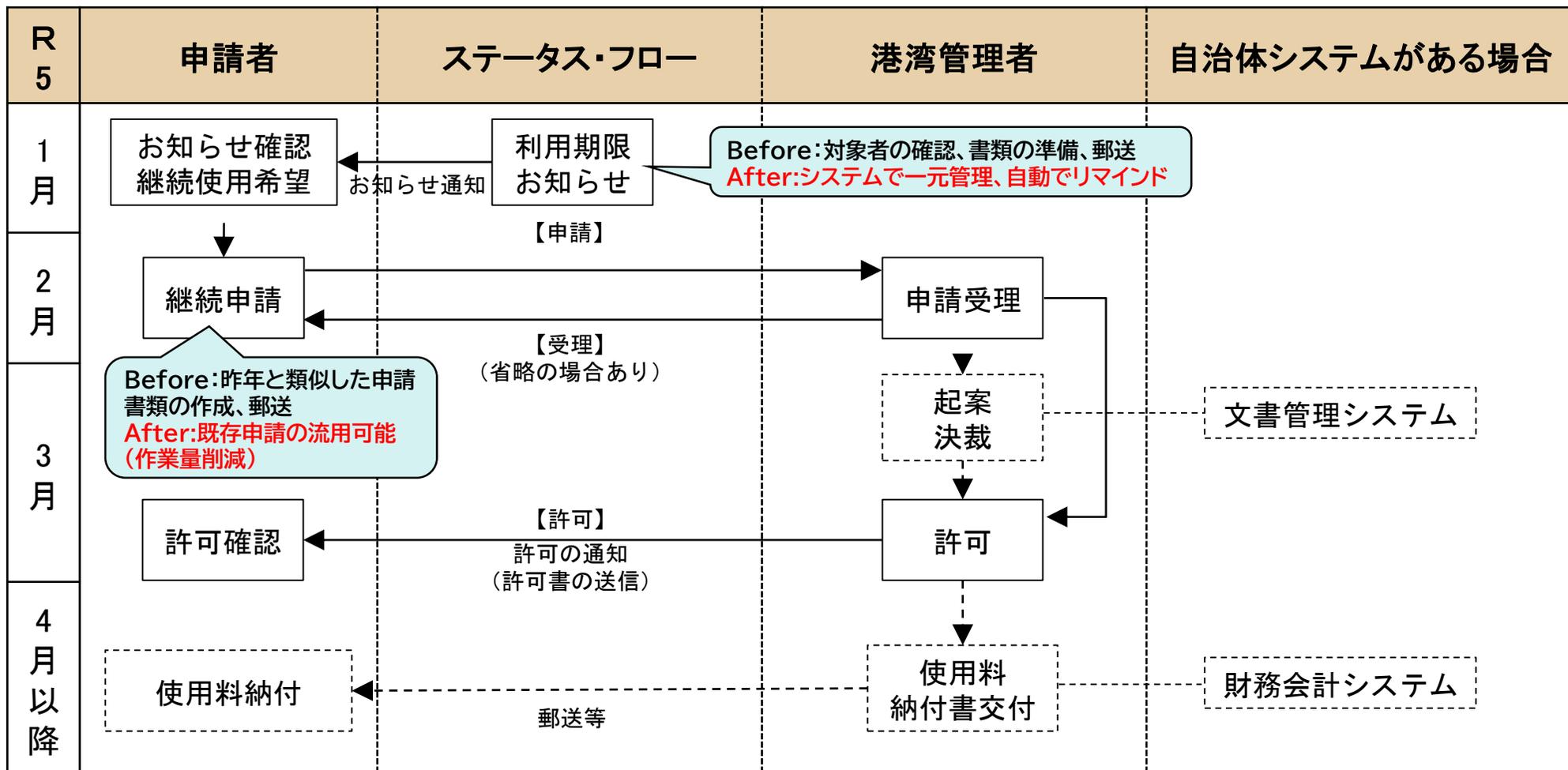
その他意見(港湾管理者)

- 取り扱う申請手続きによって見解が異なる
- 請求金額と相違がなければ、できるとよい
- 条件つきでできるとよい

利用申請期限前お知らせ通知機能 対応案

- 港湾管理者が任意のタイミングで利用期限到来を通知できる機能については、意見確認で港湾管理者・民間事業者ともに肯定的な意見が多かったため、実装することとする。

R4年4月1日～R5年3月31日(1年間)が許可期間である継続使用案件の年度末想定処理フロー



※実線はCP(手続)システムによる処理、黒破線はCP(手続)システム外による処理の想定

